

環境影響評価書

新海面処分場建設事業

平成6年8月

東京都

1 総括

1-1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1-2 対象事業の名称

事業の名称：新海面処分場建設事業

事業の種類：埋立て

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、廃棄物等の最終処分場を確保するため、現中央防波堤外側廃棄物処理場の南側水域に新たな海面処分場を整備するものである。

事業の概要は、表-1.3.1 に示すとおりである。

表-1.3.1 事業の概要

名 称		新海面処分場（仮称）												
位 置		中央防波堤外側廃棄物処理場南側水域												
規 模	埋 立 面 積	約480ha												
	埋 立 処 分量	約12,037万㎡ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td>3,466万㎡</td> </tr> <tr> <td>上水スラッジ</td> <td>96万㎡</td> </tr> <tr> <td>下水スラッジ</td> <td>725万㎡</td> </tr> <tr> <td>しゅんせつ土</td> <td>4,560万㎡</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>290万㎡</td> </tr> <tr> <td>建設残土</td> <td>2,900万㎡</td> </tr> </table>	一般廃棄物	3,466万㎡	上水スラッジ	96万㎡	下水スラッジ	725万㎡	しゅんせつ土	4,560万㎡	産業廃棄物	290万㎡	建設残土	2,900万㎡
	一般廃棄物	3,466万㎡												
上水スラッジ	96万㎡													
下水スラッジ	725万㎡													
しゅんせつ土	4,560万㎡													
産業廃棄物	290万㎡													
建設残土	2,900万㎡													
護 岸 延 長	約13,884m <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>外周護岸</td> <td>6,498m</td> </tr> <tr> <td>中仕切護岸</td> <td>7,386m</td> </tr> </table>	外周護岸	6,498m	中仕切護岸	7,386m									
外周護岸	6,498m													
中仕切護岸	7,386m													
工 事 期 間		護岸建設工事：平成7～17年度 廃棄物等の埋立処分：平成8～22年度												

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査及び環境に及ぼす影響の予測と評価を行った。

評価の結論は、表-1.4.1 に示すとおりである。

表-1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>廃棄物等の埋立処分に伴う搬入車両の走行により発生する寄与濃度(二酸化硫黄SO₂、一酸化炭素CO、二酸化窒素NO_x)は小さい。また、護岸建設工事・埋立処分に伴う建設機械・船舶稼働による寄与濃度も小さく、影響範囲は主に海上の狭い範囲に限られることから、影響は少ないと考える。</p>
2. 悪臭	<p>廃棄物等の埋立処分時における検知閾値濃度以上の悪臭濃度の範囲は、事業区域周辺の一部に限られることから、影響は少ないと考える。</p>
3. 騒音	<p>廃棄物等の埋立処分に伴う搬入車両の走行による道路交通騒音の増加の程度は小さい。また、護岸建設工事・埋立処分に伴う建設機械・船舶による建設作業騒音は、周辺地域で現況測定値とほぼ同程度であることから、影響は少ないと考える。</p>
4. 振動	<p>廃棄物等の埋立処分に伴う搬入車両の走行による道路交通振動の増加の程度は小さいことから、影響は少ないと考える。</p>
5. 水質汚濁	<p>埋立地が有る場合と無い場合とを比較した水質濃度(COD、DO、T-N、T-P)変化の程度は小さいため、影響は少ないと考える。 護岸建設工事及び廃棄物等の埋立処分に伴う濁りの影響は、工事区域境界で11mg/l以下で評価の指標を下回るため、影響は少ないと考える。</p>
6. 水生生物	<p>護岸建設工事、廃棄物等の埋立処分に伴う濁りの影響及び埋立地出現による事業区域周辺の流況、水質の変化の程度は小さいので、水生生物の生息環境は維持されるものと考えられる。また、埋立地出現に伴い生息域の一部が消失するが、外周護岸の構造を活かしながら、護岸前面をできるだけ緩傾斜や浅瀬にする等水生生物の生息環境の創出を図るため、水生生物への影響は少なくなるものと考えられる。</p>

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表-1.5.1に示すとおりである。

表-1.5.1 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
2 対象事業の目的及び内容 2-2 事業の内容 2-2-3 工事計画	廃棄物等の埋立基準 汚水処理対策	最新の基準に変更した。 記述を修正し、処理施設の詳細図を追加した。
3 地域の概況 3-1 一般項目 3-1-6 関係法令の指定・規制等	-	「公害対策基本法」を「環境基本法」に変更した。
5 現況調査、予測及び評価 5-1 大気汚染 5-1-1 現況調査	調査結果	既存資料調査結果と現地調査結果との比較を追加した。
5-1-2 予測	予測方法	バックグラウンド濃度の設定の記述を補足した。
5-5 水質汚濁 5-5-1 現況調査	法令による基準等	水底土砂に係る判定基準を最新の基準に変更した。
5-5-2 予測	予測方法 予測結果	計算条件の記述を補足した。 工事の完了後及び工事中について、記述を補足した。
	評価	工事の完了後について、環境基準との比較を追加した。工事中について、記述を補足した。
7 環境保全のための措置 7-4 水生生物	-	記述を修正し、保全対策の図面を詳細にした。 また、東京都港湾審議会答申（平成6年7月）に基づき、保全対策地区の図面を一部修正した。